

○個人情報保護委員会告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>目次 [略]</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 定義 [略]</p> <p>[1～4 略]</p> <p>5 情報連携 行政機関の長等間の情報提供ネットワークシステムを使用する<u>利用特定個人情報</u>の提供の求め又は提供をいう。</p> <p>[6～12 略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 特定個人情報保護評価の対象</p> <p>1 [略]</p> <p>2 特定個人情報保護評価の単位</p> <p>特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法の別表に掲げる事務については、原則として、<u>番号法別表</u>の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に掲げ</p>	<p>目次 [同左]</p> <p>第1 [同左]</p> <p>第2 定義 [同左]</p> <p>[1～4 同左]</p> <p>5 情報連携 行政機関の長等間の情報提供ネットワークシステムを使用する<u>特定個人情報</u>の提供の求め又は提供をいう。</p> <p>[6～12 同左]</p> <p>第3 [同左]</p> <p>第4 特定個人情報保護評価の対象</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 特定個人情報保護評価の単位</p> <p>特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法の別表<u>第一</u>に掲げる事務については、原則として、<u>別表第一</u>の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。<u>別表</u>以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 特定個人情報保護評価の実施時期</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について</p> <p>(1) 新規保有時</p> <p>規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、<u>事後評価（特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うものとされている。</u></p> <p>ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有する事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、</p>	<p>げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができる。<u>別表第一</u>以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができる。</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>第5 [同左]</p> <p>第6 特定個人情報保護評価の実施時期</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用について</p> <p>(1) 新規保有時</p> <p>規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、<u>特定個人情報ファイルを保有した後速やかに特定個人情報保護評価を実施（以下第6の3（1）において「事後評価」という。）することとされている。</u></p> <p>ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有する事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、</p>

改正後	改正前
<p>既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルの保有に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、<u>事前評価（特定個人情報ファイルを保有する前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を実施又は再実施することをいう。以下第6の3において同じ。）を行うものとする。</u></p> <p>また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。</p> <p>(2) 重要な変更</p> <p>規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、<u>事後評価を行うもの</u>とされている。</p> <p>ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルに対して加え</p>	<p>既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルの保有に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、<u>特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施（以下第6の3（1）において「事前評価」という。）するものとする。</u></p> <p>また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。</p> <p>(2) 重要な変更</p> <p>規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、<u>特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに特定個人情報保護評価を再実施（以下第6の3（2）において「事後評価」という。）することとされている。</u></p> <p>ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルに対して加え</p>

改正後	改正前
<p>る重要な変更¹に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、<u>事前評価を行うものとする</u>。</p> <p>また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を再実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。</p> <p>[第7～第11 略]</p> <p>第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置</p> <p>1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置</p> <p>特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第21条第2項、第28条第6項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表 [略]</p> <p>[様式1・様式2 略]</p> <p>様式3 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）</p> <p>表紙 [略]</p> <p>項目一覧 [略]</p>	<p>る重要な変更¹に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、<u>特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施（以下第6の3（2）において「事前評価」という。）するものとする</u>。</p> <p>また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報保護評価を再実施することが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を行うものとする。</p> <p>[第7～第11 同左]</p> <p>第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置</p> <p>1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置</p> <p>特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第21条第2項第2号、第28条第6項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。</p> <p>2 [同左]</p> <p>別表 [同左]</p> <p>[様式1・様式2 同左]</p> <p>様式3 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）</p> <p>表紙 [同左]</p> <p>項目一覧 [同左]</p>

改正後	改正前
(別添3) 変更箇所 [略]	(別添3) 変更箇所 [同左]
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。ただし、様式3及び様式4の改正規定については、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの告示による改正前の特定個人情報保護評価指針の規定により公表されている重点項目評価書又は全項目評価書（以下単に「評価書」という。）については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十八条第四項、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第六条第三項、第七条第六項、第八条、第十四条第二項若しくは同条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により当該評価書の公表を行う日又は第十五条の規定に基づき当該評価書の公表を行う日のいずれか早い日までの間は、この告示による改正後の特定個人情報保護評価指針の様式3又は様式4にかかわらず、なお従前の例によることができる。